

## 一般介護予防事業

65歳以上のすべての人が利用できるサービスです。

- 閉じこもりなど何らかの支援が必要な人を把握し、介護予防活動への参加につなげます。



### 介護予防把握事業

- 介護予防に関するパンフレット配布や講座・講演会を開催し、介護予防活動の重要性を周知します。

### 介護予防普及啓発事業

- 地域住民主体で行う介護予防活動の支援などを行います。

### 地域介護予防活動支援事業

- 介護予防の取り組みを機能強化するため、地域で行う介護予防活動にリハビリテーション専門職などが参加します。

### 地域リハビリテーション活動支援事業



## 介護予防についての相談は地域包括支援センターへ！

地域包括支援センターは、みんなが住みなれたまちで安心して暮らしていくために、必要な援助・支援を行う地域の総合相談窓口です。介護予防・日常生活支援総合事業や介護保険サービスの利用について、わからないことや相談があるときには、お近くの地域包括支援センターへお問い合わせください。

### ●地域包括支援センター

郡山北地区担当

住所 大和郡山市北郡山町248-4 (市役所1階・6番窓口)

日時 月～金曜日、8時30分～17時15分  
(祝日と市役所の閉庁日を除く)

電話 0743-53-1151(内線582～584)、0743-55-7733  
FAX 0743-55-6831

### ●第二地域包括支援センター

片桐・西田中地区・新町の一部担当

住所 大和郡山市小泉町105-1 (片桐地区公民館内)

日時 月～土曜日、9時～17時 (土曜日は12時まで)

電話 0743-55-7011

FAX 0743-55-7012

### ●第三地域包括支援センター

筒井・昭和・治道地区担当

住所 大和郡山市宮堂町160-7 (あすなら苑敷地内)

日時 月～日曜日、9時～18時

電話 0743-57-2233

FAX 0743-57-1153

### ●第四地域包括支援センター

平和・郡山南地区担当

住所 大和郡山市若槻町4-4 (平和地区公民館内)

日時 月～土曜日、9時～17時

電話 0743-51-0700

FAX 0743-51-0710

### ●第五地域包括支援センター

郡山西・矢田地区担当

住所 大和郡山市矢田町4547 (矢田コミュニティ会館)

日時 月～土曜日 (祝日は除く)、9時～17時

電話 0743-52-3480

FAX 0743-84-4888

作成日 (R7.11)

# いつまでも 自分らしく暮らすために

介護予防・日常生活支援総合事業が  
利用できます！



「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用して、  
介護予防に取り組みましょう！

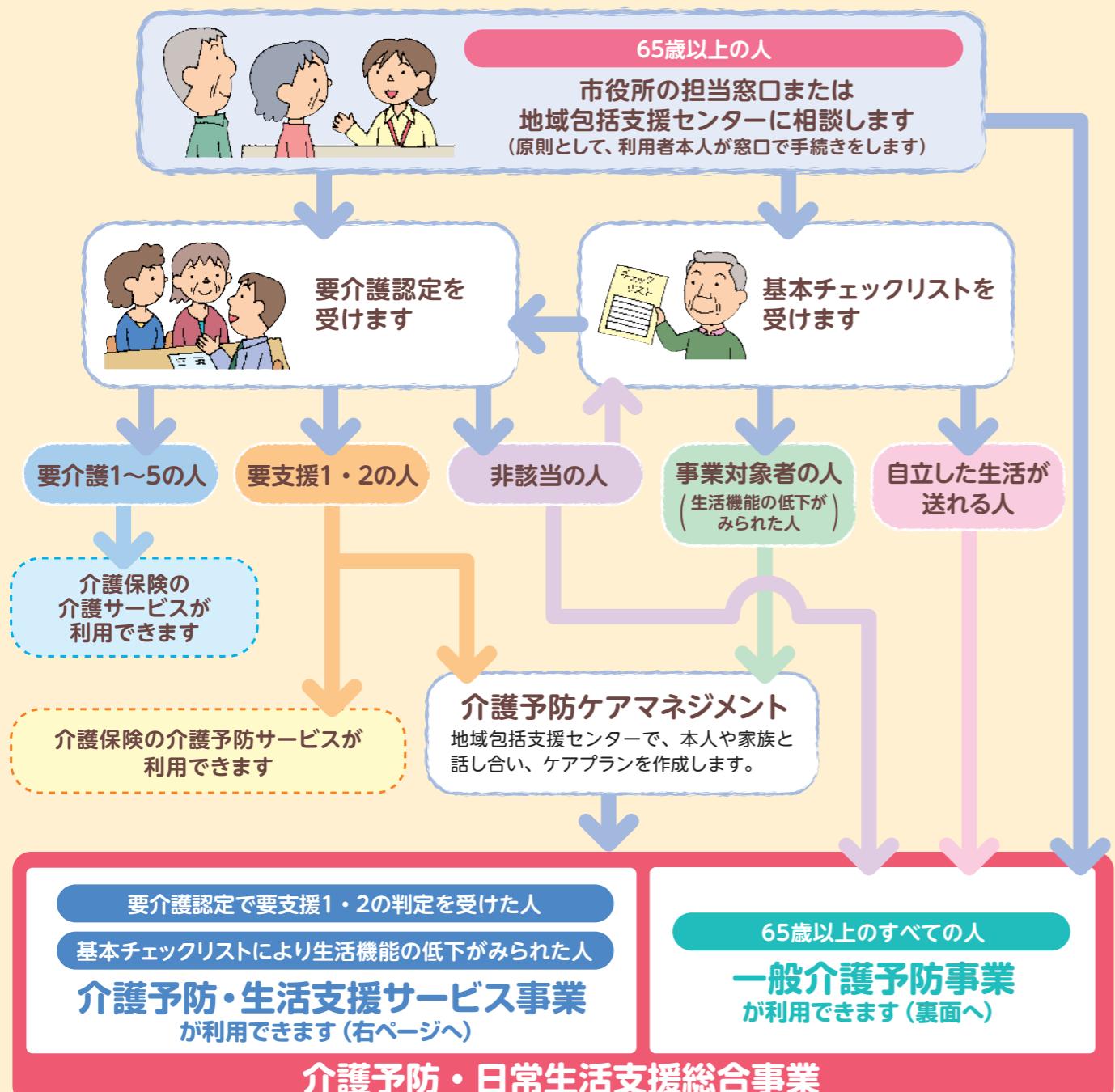
市区町村では65歳以上の人を対象に、「介護予防・日常生活支援総合事業」を行っています。この事業では、一人ひとりの状態に合わせた介護予防や生活支援のためのサービスを利用することができます。住みなれた地域で自分らしく生活するためにも、「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用して、積極的に介護予防に取り組みましょう。

# 「介護予防・日常生活支援総合事業」 を利用して自立した生活を続けましょう！

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上のすべての人を対象とした介護予防の事業です。介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの状態に合わせたサービスをすみやかに利用できます。まずは市役所の担当窓口または地域包括支援センターにご相談ください。

## 利用までの流れ

介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援1・2と認定された人や、市区町村が行っている基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「**介護予防・生活支援サービス事業**」と、65歳以上のすべての人が利用できる「**一般介護予防事業**」があります。



◆事業対者が介護保険の介護サービスおよび介護予防サービス(訪問看護、福祉用具貸与、住宅改修など)を利用することはできません。  
◆事業対者になったあとや、サービスを利用したあとでも、要介護認定を申請することができます。

# 「介護予防・日常生活支援総合事業」では こんなサービスが利用できます

## 介護予防・生活支援サービス事業

### 訪問型サービス

- ホームヘルパーが、掃除、洗濯、料理、買い物、身体介護などを行い、自立を目標とした支援を提供します。

**介護予防型** 今までの介護予防訪問介護に相当するサービス

**介護予防緩和型** 軽度な生活支援サービス(身体介護はありません)



※利用料は1回あたりの回数制で、サービスの専門性や事業所によって異なります。

- NPOや地域のボランティア団体のホームヘルパーが掃除や買い物などの生活支援を行います。

**住民主体型** 住民主体による生活支援のみのサービス

※利用料は1回あたりの回数制で、定額です。

### 通所型サービス

- 通所介護施設等で、日常生活上の援助や健康管理、生活機能・運動機能の訓練やレクリエーション活動などを行い、生活行為能力の向上を目的とした支援を提供します。

**介護予防型** 今までの介護予防通所介護に相当するサービス

**介護予防緩和型** 生活機能向上を主としたサービス



※利用料は1回あたりの回数制で、サービスの専門性や施設によって異なります。

- NPOや地域のボランティア団体が主体となり、体操やレクリエーション活動などを行える、自主的な通いの場を提供します。

**住民主体型** 住民主体による通いの場を提供するサービス

※利用料は無料ですが、おやつなどは実費負担が必要になります。



### その他の生活支援サービス

- 見守りや栄養改善を目的とした配食サービスを提供します。
- 地域のボランティアなどが、定期的な訪問を行います。

上記のサービスについては、地域包括支援センターまたはケアマネージャーによる介護予防ケアマネジメントに基づいて、利用者やご家族と相談のうえ必要なサービスを決定し、提供します。また利用料については、利用するサービスや所得による負担割合によって異なります。

詳しくは市役所の窓口や地域包括支援センターへお問い合わせください。